



# 金沢市公報

第2652号の4

平成22年(2010年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について	(景観政策課)	1
---	---------	---

## 告 示

●金沢市告示第121号

金沢市における夜間景観の形成に関する条例(平成17年条例第58号)第6条第1項の規定により、照明環境形成地域を指定し、及び同条例第7条第1項の規定により、当該地域ごとの照明環境形成基準を定め、並びに同条例第14条第1項の規定により、夜間景観形成区域を指定し、及び同条例第15条第1項の規定により、当該区域ごとの夜間景観形成基準を定めたので、当該照明環境形成地域の区域図及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに当該夜間景観形成区域の区域図及び当該区域ごとの夜間景観形成基準を金沢市都市整備局景観政策課において、公衆の縦覧に供するとともに、同条例第6条第4項(同条例第7条第3項、第14条第2項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

なお、平成18年告示第91号(照明環境形成地域の指定及び照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成基準を定めたことについて)は、廃止します。

平成22年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 照明環境形成地域の名称及び位置

番号	区 域 名	位 置
1	自然環境地域	住宅環境地域、まちなか地域、生活産業地域、生産業務地域、流通業務地域及び商業業務地域を除く金沢市内の区域
2	住宅環境地域	旭町3丁目、栗崎1丁目、泉野出町1丁目、泉野出町2丁目、泉野出町3丁目、泉野出町4丁目、泉野町3丁目、泉本町2丁目、畝田東1丁目、畝田東2丁目、畝田東3丁目、永安町、駅西新町1丁目、円光寺1丁目、円光寺本町、大額1丁目、大野町1丁目、大野町2丁目、大野町3丁目、金石東2丁目、上荒屋2丁目、上荒屋3丁目、上荒屋4丁目、上荒屋6丁目、上荒屋7丁目、上荒屋8丁目、神野2丁目、神野3丁目、木越1丁目、木越2丁目、木越3丁目、窪6丁目、鞍月2丁目、三十苅町、新神田1丁目、新保本1丁目、新保本2丁目、鈴見台4丁目、太陽が丘1丁目、太陽が丘2丁目、太陽が丘3丁目、田上1丁目、田上2丁目、田上新町、玉鉾5丁目、東力1丁目、東力2丁目、東力3丁目、富樫1丁目、富樫2丁目、富樫3丁目、長坂1丁目、鳴和台、西大桑町、額新保3丁目、額新町1丁目、額新町2丁目、額谷2丁目、花里町、疋田町、久安5丁目、福久1丁目、藤江北4丁目、伏見新町、平和町1丁目、保古2丁目、馬替1丁目、馬替2丁目、馬替3丁目、みずき1丁目、みずき2丁目、みずき3丁目、みずき4丁目、三口新町、みどり1丁目、みどり2丁目、みどり3丁目、緑が丘、南御所町、南四十万2丁目、南四十万3丁目、三馬2丁目、矢木1丁目、矢木2丁目、八日市1丁目、八日市2丁目、横川1丁目、横川2丁目、横川4丁目、米

泉3丁目、米丸町及び若松町2丁目の各全部並びに赤土町、浅川町、浅野本町、旭町、旭町1丁目、旭町2丁目、荒屋1丁目、有松1丁目、有松2丁目、有松3丁目、有松4丁目、有松5丁目、粟崎2丁目、粟崎3丁目、粟崎4丁目、粟崎町、石引2丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉が丘1丁目、泉が丘2丁目、泉野町1丁目、泉野町2丁目、泉野町4丁目、泉野町5丁目、泉野町6丁目、泉本町1丁目、泉本町3丁目、泉本町4丁目、出雲町、糸田1丁目、糸田2丁目、糸田新町、入江1丁目、入江2丁目、入江3丁目、畝田中1丁目、畝田中2丁目、畝田中3丁目、畝田中4丁目、畝田西1丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、畝田西4丁目、畝田東4丁目、梅田町、駅西新町2丁目、駅西新町3丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町6丁目、円光寺2丁目、円光寺3丁目、大桑1丁目、大桑2丁目、大桑3丁目、大桑新町、大桑町、大友1丁目、大友2丁目、大友町、大額2丁目、大額3丁目、大額町、大野町5丁目、大野町6丁目、大野町7丁目、大樋町、大河端町、押野1丁目、押野2丁目、押野3丁目、角間新町、角間町、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞3丁目、笠舞本町1丁目、笠舞本町2丁目、春日町、堅田町、桂町、金市町、金石相生町、金石北1丁目、金石北2丁目、金石北3丁目、金石西1丁目、金石西2丁目、金石西3丁目、金石西4丁目、金石東1丁目、金石東3丁目、金石本町、上荒屋1丁目、上荒屋5丁目、神野町、上安原1丁目、上安原2丁目、上安原町、上安原南、神谷内町、上若松町、観法寺町、菊川1丁目、北塚町、窪1丁目、窪2丁目、窪3丁目、窪4丁目、窪5丁目、窪7丁目、鞍月1丁目、鞍月3丁目、鞍月4丁目、鞍月5丁目、鞍月東1丁目、鞍月東2丁目、黒田2丁目、小金町、御供田町、小坂町、御所町、御所町1丁目、御所町2丁目、小立野1丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野4丁目、小立野5丁目、古府町、西念1丁目、西念2丁目、西念3丁目、西念4丁目、佐奇森町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、山王町1丁目、山王町2丁目、四十万3丁目、四十万4丁目、四十万5丁目、四十万6丁目、しじま台1丁目、しじま台2丁目、四十万町、寺中町、示野中町、示野町、十一屋町、城南1丁目、城南2丁目、新神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、新保本5丁目、末町、須崎町、鈴見台1丁目、鈴見台2丁目、鈴見台3丁目、鈴見台5丁目、鈴見町、西都1丁目、西都2丁目、千木1丁目、千木町、専光寺町、田井町、高尾1丁目、高尾2丁目、高尾3丁目、高尾台1丁目、高尾台2丁目、高尾台3丁目、高尾台4丁目、高尾町、高尾南1丁目、高尾南2丁目、高尾南3丁目、田上本町、田上町、高柳町、辰巳町、館山町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾3丁目、玉鉾4丁目、玉鉾町、近岡町、銚子町、塚崎町、土清水1丁目、土清水2丁目、土清水3丁目、つつじが丘、寺地1丁目、寺地2丁目、天神町1丁目、東力4丁目、東力町、直江北1丁目、直江町、長坂2丁目、長坂3丁目、長坂台、長坂町、長田1丁目、長田本町、中橋町、中屋1丁目、中屋2丁目、中屋南、鳴和1丁目、鳴和2丁目、鳴和町、西泉1丁目、西泉2丁目、西泉3丁目、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢3丁目、西金沢4丁目、西金沢5丁目、西金沢新町、錦町、二宮町、額乙丸町、額新保1丁目、額新保2丁目、額谷1丁目、額谷3丁目、額谷町、野田町、東長江町、光が丘1丁目、光が丘2丁目、光が丘3丁目、疋田1丁目、疋田2丁目、久安1丁目、久安2丁目、久安3丁目、久安4丁目、久安6丁目、広岡2丁目、広岡3丁目、福久2丁目、福増町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、伏見台1丁目、伏見台2丁目、伏見台3丁目、普正寺町、二ツ屋町、平和町2丁目、平和町3丁目、法光寺町、法島町、保古1丁目、保古3丁目、保古町、間明1丁目、間明2丁目、松村1丁目、松村2丁目、松村3丁目、松村4丁目、松村5丁目、松村6丁目、松村7丁目、松村町、大豆田本町、三池町、三浦町、三口新町1丁目、三口新町2丁目、三口新町3丁目、三口新町4丁目、三口町、三ツ屋町、南四十万1丁目、南新保町、南塚町、南森本町、弥勒町、三馬1丁目、三馬3丁目、無量寺町、本江町、元菊町、元町1丁目、元町2丁目、百坂町、森戸1丁目、もりの里1丁目、もりの里2丁目、もりの里3丁目、諸江町、諸江町上丁、諸江町中丁、諸江町下丁、薬師堂町、柳橋町、山の上町、山ノ上町5丁目、矢木3丁目、山科1丁目、山科2丁

		目、山科3丁目、山科町、弥生2丁目、弥生3丁目、弓取町、八日市3丁目、八日市4丁目、八日市5丁目、八日市出町、横川3丁目、横川5丁目、横川6丁目、横枕町、吉原町、米泉1丁目、米泉2丁目、米泉4丁目、米泉5丁目、米泉6丁目、米泉7丁目、米泉8丁目、米泉9丁目、若草町、若松町、若松町1丁目、若松町3丁目、涌波1丁目、涌波2丁目、涌波3丁目、涌波4丁目及び割出町の各一部
3	まちなか地域	暁町、池田町立丁、石引3丁目、枝町、扇町、上柿木島、観音町3丁目、兼六町、兼六元町、小将町、下石引町、下本多町五番丁、下本多町六番丁、杉浦町、宝町、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、出羽町、天神町2丁目、飛梅町、野町3丁目、東兼六町、本多町1丁目、本多町2丁目、本多町3丁目、丸の内、森山1丁目及び弥生1丁目の各全部並びに油車、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、石引1丁目、石引2丁目、泉野町2丁目、茨木町、卯辰町、鱗町、大手町、尾山町、尾張町2丁目、柿木島、笠市町、笠舞3丁目、主計町、川岸町、菊川1丁目、菊川2丁目、清川町、香林坊2丁目、小立野5丁目、此花町、小橋町、子来町、材木町、幸町、桜町、三社町、下新町、十三間町、十三間町中丁、昌永町、昭和町、白菊町、新竪町3丁目、千日町、高岡町、玉川町、中央通町、寺町1丁目、寺町5丁目、天神町1丁目、常盤町、中川除町、長土堀1丁目、長土堀2丁目、長土堀3丁目、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、野町1丁目、野町2丁目、野町5丁目、東御影町、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、彦三町2丁目、瓢箪町、広坂2丁目、芳斉1丁目、芳斉2丁目、法島町、堀川町、水溜町、南町、武蔵町、森山2丁目、安江町、山の上町、横山町及び六枚町の各一部
4	生活産業地域	梅沢町、新保本3丁目、増泉5丁目、松島2丁目、南広岡町及び向中町の各全部並びに浅野本町、浅野本町2丁目、泉本町4丁目、泉本町5丁目、泉本町6丁目、泉本町7丁目、糸田2丁目、糸田新町、畝田東4丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町4丁目、駅西本町5丁目、駅西本町6丁目、大友町、大野4丁目、大場町、沖町、大河端町、押野1丁目、押野2丁目、乙丸町、金石西1丁目、金石東1丁目、金石本町、上荒屋5丁目、神野1丁目、神野町、上安原南、神谷内町、神田1丁目、神田2丁目、北町、北安江2丁目、北安江3丁目、北安江4丁目、京町、黒田1丁目、黒田2丁目、御供田町、小坂町、古府1丁目、古府2丁目、古府3丁目、古府町、西念4丁目、桜田町1丁目、桜田町2丁目、桜田町3丁目、寺中町、示野中町1丁目、示野中町2丁目、示野町、白菊町、神宮寺2丁目、神宮寺3丁目、神宮寺町、新保本4丁目、新保本5丁目、進和町、西都1丁目、西都2丁目、千日町、大和町、高島1丁目、高島2丁目、高島3丁目、高柳町、玉銚1丁目、玉銚2丁目、玉銚4丁目、近岡町、東力2丁目、東力町、戸水1丁目、戸水2丁目、直江北1丁目、直江町、長田1丁目、長田2丁目、長田本町、中橋町、中村町、七ツ屋町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢新町、額新保1丁目、額新保2丁目、野町5丁目、八田町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江南1丁目、藤江南2丁目、藤江南3丁目、普正寺町、二口町、二ツ寺町、保古1丁目、保古3丁目、間明2丁目、間明町、増泉1丁目、増泉2丁目、増泉3丁目、増泉4丁目、松島1丁目、松島3丁目、松島町、松村1丁目、松村2丁目、松村町、大豆田本町、三池町、御影町、湊3丁目、南新保町、無量寺町、本江町、元菊町、森戸1丁目、森戸2丁目、諸江町、諸江町上丁、矢木3丁目、薬師堂町、横川3丁目、横川6丁目、横川7丁目、米泉町1丁目、米泉町6丁目、米泉町7丁目、米泉町8丁目、米泉町10丁目、若宮1丁目、若宮2丁目、若宮町及び割出町の各一部
5	生産業務地域	いなほ1丁目、いなほ2丁目、東蚊爪町1丁目、東蚊爪町2丁目、北陽台1丁目、北陽台2丁目、北陽台3丁目、湊1丁目、湊3丁目、湊4丁目、無量寺1丁目、無量寺2丁目及び無量寺3丁目の各全部並びに赤土町、粟崎町4丁目、粟崎町5丁目、打木町、畝田中4丁目、畝田西1丁目、畝田西4丁目、畝田町、大野町新町、大野町4丁目、かたつ、桂町、金市町、金石北1丁目、金石北3丁目、河原市町、観音堂町、北間町、御供田町、五郎島町、佐奇森町、寺中町、示野町、下安原町、下涌波町、正部町、須崎町、専光寺町、近岡町、月浦

		町、戸水2丁目、戸水町、豊穂町、中屋町、東蚊爪町、福久2丁目、福久東1丁目、福久町、福増町、ニツ寺町、松村6丁目、松村7丁目、湊2丁目、南森本町、百坂町及び薬師町の各一部
6	流通業務地域	問屋町1丁目及び問屋町2丁目の各全部並びに赤土町、浅野本町、浅野本町1丁目、浅野本町2丁目、旭町、有松1丁目、有松2丁目、有松3丁目、有松4丁目、有松5丁目、泉が丘1丁目、泉が丘2丁目、泉野町1丁目、泉野町4丁目、泉野町5丁目、泉野町6丁目、出雲町、磯部町、今町、入江2丁目、入江3丁目、畝田中2丁目、畝田中3丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、畝田東4丁目、畝田町、梅田町、駅西新町2丁目、駅西新町3丁目、駅西本町6丁目、大浦町、大桑1丁目、大桑2丁目、大桑3丁目、大桑町、大友2丁目、大友町、大額2丁目、大額3丁目、大額町、大場町、沖町、押野1丁目、押野2丁目、押野3丁目、乙丸町、蚊爪町、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞3丁目、笠舞本町1丁目、笠舞本町2丁目、かたつ、上荒屋1丁目、神野1丁目、神野町、神谷内町、観音堂町、観法寺町、菊川1丁目、木越町、岸川町、北塚町、北森本町、北安江2丁目、北安江3丁目、北安江4丁目、窪2丁目、窪3丁目、窪4丁目、窪5丁目、窪7丁目、鞍月3丁目、鞍月4丁目、鞍月東1丁目、黒田1丁目、御供田町、小坂町、古府1丁目、古府2丁目、古府3丁目、古府西1丁目、古府町、佐奇森町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、桜田町3丁目、四万三丁目、四万四丁目、四万五丁目、四万六丁目、しじま台1丁目、しじま台2丁目、四万町、寺中町、示野中町、示野中町1丁目、示野町、下安原町、十一屋町、新保本1丁目、新保本4丁目、新保本5丁目、進和町、西都1丁目、西都2丁目、千木1丁目、千木町、専光寺町、千田町、高尾1丁目、高尾2丁目、高尾3丁目、高尾台1丁目、高尾台2丁目、高尾台3丁目、高尾台4丁目、高尾南1丁目、高尾南2丁目、高尾南3丁目、高畠3丁目、田上本町、田上町、高柳町、田中町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾3丁目、玉鉾町、近岡町、寺地1丁目、寺地2丁目、問屋町3丁目、東力2丁目、東力4丁目、東力町、利屋町、戸水1丁目、戸水2丁目、豊穂町、直江町、長坂2丁目、長坂3丁目、長坂台、長坂町、七ツ屋町、西金沢3丁目、西金沢4丁目、西金沢5丁目、錦町、二宮町、額乙丸町、額谷1丁目、額谷3丁目、額谷町、野田町、東蚊爪町、光が丘1丁目、光が丘2丁目、光が丘3丁目、疋田1丁目、疋田2丁目、疋田3丁目、疋田町、久安1丁目、久安2丁目、久安3丁目、久安4丁目、福久2丁目、福久東1丁目、福久町、福増町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、藤江南1丁目、藤江南2丁目、藤江南3丁目、伏見台1丁目、伏見台2丁目、伏見台3丁目、二口町、ニツ屋町、二日市町、法光寺町、保古3丁目、保古町、間明町、間明町2丁目、松島1丁目、松島3丁目、松島町、松寺町、松村3丁目、松村4丁目、松村7丁目、大豆田本町、三池新町、三池町、三浦町、三口新町1丁目、三口新町2丁目、三口新町3丁目、三口新町4丁目、湊2丁目、南新保町、南森本町、宮保町、三馬1丁目、三馬3丁目、無量寺町、元町1丁目、元町2丁目、百坂町、森戸1丁目、森戸2丁目、もりの里1丁目、もりの里2丁目、もりの里3丁目、森山2丁目、諸江町中丁、諸江町下丁、柳橋町、山科2丁目、山科3丁目、山科町、弥生2丁目、弥生3丁目、八日市5丁目、八日市出町、米泉町1丁目、米泉町2丁目、若草町、稚日野町、若宮1丁目、若宮2丁目、涌波1丁目、涌波2丁目、涌波3丁目、涌波4丁目及び割出町の各一部
7	商業業務地域	青草町、駅西本町4丁目、上近江町、上堤町、木倉町、北安江町、木ノ新保町、香林坊1丁目、醒ヶ井町、下近江町、下柿木畠、下堤町、下松原町、折違町、大工町、堅町、長田町、西町三番丁、西町四番丁、西町藪ノ内通、西堀川町、博労町、日吉町、広岡1丁目、広岡町、袋町、堀川新町、本町2丁目及び柳町の各全部並びに浅野本町、浅野本町1丁目、浅野本町2丁目、油車、有松1丁目、有松2丁目、粟崎町2丁目、粟崎町3丁目、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、石引1丁目、石引2丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉が丘1丁目、泉が丘2丁目、泉野町4丁目、泉野町6丁目、泉本町1丁目、泉本町3丁目、泉本町5丁目、泉本町6丁目、泉本町7丁目、入江1丁目、入江2丁目、入江3丁目、鱗町、駅西新町3丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本

	<p>町5丁目、円光寺2丁目、円光寺3丁目、大手町、大野町4丁目、大野町5丁目、大樋町、尾山町、尾張町1丁目、尾張町2丁目、柿木島、笠市町、主計町、春日町、片町1丁目、片町2丁目、金石北1丁目、金石西1丁目、金石西2丁目、金石西3丁目、金石西4丁目、上若松町、神田1丁目、神田2丁目、菊川1丁目、北安江1丁目、北安江3丁目、京町、鞍月1丁目、鞍月4丁目、鞍月5丁目、鞍月東1丁目、鞍月東2丁目、香林坊2丁目、小金町、小坂町、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野4丁目、此花町、西念1丁目、西念2丁目、西念3丁目、西念4丁目、西念町、里見町、三社町、十間町、下新町、十一屋町、昌永町、昭和町、白菊町、新神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、神宮寺1丁目、神宮寺2丁目、神宮寺3丁目、新堅町3丁目、西都1丁目、高岡町、高柳町、中央通町、寺町5丁目、戸水1丁目、戸水2丁目、長田1丁目、長田2丁目、長土堀1丁目、長土堀2丁目、長土堀3丁目、中橋町、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、中村町、七ツ屋町、並木町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、西泉1丁目、西泉2丁目、西泉3丁目、西泉4丁目、西金沢1丁目、野町1丁目、野町2丁目、橋場町、東山1丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、彦三町2丁目、久安6丁目、瓢箪町、広岡2丁目、広岡3丁目、広坂1丁目、広坂2丁目、二ツ屋町、淵上町、平和町2丁目、平和町3丁目、芳斉1丁目、芳斉2丁目、堀川町、本町1丁目、間明町1丁目、間明町2丁目、増泉1丁目、増泉2丁目、増泉3丁目、増泉4丁目、御影町、水溜町、南町、弥勒町、武蔵町、元町2丁目、百坂町、もりの里1丁目、もりの里2丁目、もりの里3丁目、森山2丁目、安江町、山科1丁目、山科2丁目、山科3丁目、山の上町、弥生2丁目、横川5丁目、横川6丁目、横川7丁目、吉原町、米泉町1丁目、米泉町7丁目、米泉町9丁目、六枚町及び若草町の各一部</p>
--	--

2 照明環境形成地域の指定及び照明環境形成基準に係る区域図

別図（登載省略）のとおり

3 照明環境形成基準となる事項及びその内容

(1) 照明環境形成基準となる事項

ア 照明環境の形成の目標

イ 屋外照明設備共通の事項

- ① 照明方法
- ② 照明器具（光源を含む。）
- ③ 屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠
- ④ その他

ウ 対象施設別の事項

- ① 交通施設照明
- ② 屋外施設照明
- ③ 建造物等の照明
- ④ 広告照明
- ⑤ その他

(2) 照明環境形成基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

4 夜間景観形成区域の名称及び位置

番号	区 域 名	位 置
1	自然景観保全区域	卯辰町、大桑新町、角間新町、川岸町、清川町、鈴見台4丁目、鈴見台5丁目、田上1丁目、田上2丁目、田上新町、館町、土清水1丁目、土清水3丁目、土清水町、つつじが丘、常盤町、豊国町、西大桑町、東御影町、淵上町、三口新町及び若松町2丁目の各全部並びに浅野本町、浅野本町1丁目、浅野本町2丁目、旭町、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町3丁目、有松1丁目、有松2丁目、泉が丘1丁目、泉野町1丁目、泉野町2丁目、泉野町3丁目、泉野町4丁目、泉野町5丁目、泉本町1丁目、磯部町、今町、岩出町、鶯町、梅沢町、

		<p>梅田町、円光寺町、大桑町、大額町、沖町、乙丸町、尾張町2丁目、角間町、笠市町、春日町、堅田町、片町1丁目、片町2丁目、上中町、神谷内町、河原市町、観法寺町、菊川1丁目、菊川2丁目、岸川町、京町、窪1丁目、窪3丁目、窪町、小坂町、御所1丁目、御所町、小立野1丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野5丁目、小橋町、子来町、材木町、幸町、桜町、四十万町、十一屋町、十三間町、昌永町、城南1丁目、城南2丁目、白菊町、末広町、末町、杉浦町、鈴見台1丁目、鈴見台2丁目、鈴見台3丁目、鈴見町、千日町、田井町、大和町、高尾1丁目、高尾町、高尾南1丁目、田上本町、田上町、高柳町、館山町、田中町、中央通町、銚子町、塚崎町、月浦町、月影町、土清水2丁目、寺町1丁目、寺町3丁目、寺町5丁目、利屋町、中川除町、長坂町、長土堀3丁目、中村町、七ツ屋町、並木町、鳴和台、鳴和町、西泉1丁目、錦町、西堀川町、額谷町、野田町、野町1丁目、橋場町、花園八幡町、東長江町、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、久安6丁目、瓢箪町、二日市町、不動寺町、平和町2丁目、別所町、法光寺町、法島町、堀川町、大豆田本町、御影町、三口新町1丁目、三口新町3丁目、三口新町4丁目、三小牛町、南御所町、南四十万1丁目、本江町、元町2丁目、百坂町、薬師町、柳橋町、山川町、山科町、山の上町、山ノ上町5丁目、弥生1丁目、弥生2丁目、横山町、吉原町、蓮花町、若松町、若松町1丁目、若松町3丁目、涌波1丁目、涌波2丁目及び涌波4丁目の各一部</p>
<p>2</p>	<p>歴史的景観保全区域</p>	<p>暁町、池田町立丁、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、茨木町、枝町、扇町、大手町、大野町2丁目、大野町3丁目、大野町5丁目、大野町6丁目、大野町7丁目、尾張町1丁目、主計町、金石相生町、金石西2丁目、金石西4丁目、上近江町、上柿木島、観音町3丁目、兼六町、兼六元町、小将町、小立野4丁目、三社町、下石引町、下近江町、下新町、下本多町五番丁、下本多町六番丁、十間町、宝町、玉川町、出羽町、天神町2丁目、飛梅町、長土堀1丁目、長土堀2丁目、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、西町三番丁、西町四番丁、西町藪ノ内通、博労町、八幡町、東兼六町、広坂2丁目、芳斉1丁目、芳斉2丁目、本多町1丁目、本多町2丁目、丸の内、森山1丁目及び六枚町の各全部並びに油車、有松2丁目、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉が丘1丁目、泉野町3丁目、泉本町4丁目、今町、鶯町、卯辰町、梅田町、鱗町、大野町1丁目、大野町4丁目、大樋町、尾山町、尾張町2丁目、柿木島、笠市町、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞3丁目、春日町、主計町、片町2丁目、金石北1丁目、金石北2丁目、金石北4丁目、金石西1丁目、金石西3丁目、上堤町、菊川1丁目、菊川2丁目、木倉町、岸川町、北森本町、清川町、香林坊2丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野5丁目、此花町、小橋町、子来町、幸町、材木町、桜町、里見町、下堤町、十一屋町、十三間町、十三間町中丁、昌永町、城南1丁目、城南2丁目、昭和町、白菊町、新堅町3丁目、杉浦町、千日町、大和町、高岡町、田島町、中央通町、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町3丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、天神町1丁目、利屋町、中川除町、長田1丁目、長土堀3丁目、中橋町、並木町、野町1丁目、野町2丁目、野町3丁目、野町4丁目、野町5丁目、橋場町、東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、彦三町2丁目、広坂1丁目、瓢箪町、袋町、堀川新町、堀川町、二俣町、二日市町、本多町3丁目、本町1丁目、本町2丁目、増泉1丁目、水溜町、南町、武蔵町、元菊町、元町1丁目、元町2丁目、森山2丁目、安江町、山の上町、弥生1丁目、湯涌荒屋町、湯涌田子島町、湯涌町及び横山町の各一部</p>
<p>3</p>	<p>にぎわい景観創出区域</p>	<p>上堤町、木ノ新保町、下柿木島、下松原町、大工町、堅町及び柳町の各全部並びに青草町、油車、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、鱗町、駅西新町3丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、尾山町、尾張町2丁目、柿木島、片町1丁目、片町2丁目、木倉町、北安江町、鞍月1丁目、鞍月4丁目、鞍月5丁目、鞍月東1丁目、鞍月東2丁目、香林坊1丁目、香林坊2丁目、此花町、西念1丁目、西念2丁目、西念3丁目、西念4丁目、西念町、幸町、里見町、下堤町、十三間町、十三間町中丁、昭和町、新堅町3丁目、折違町、西都1丁目、高岡町、戸水1丁目、戸水2丁目、彦三町1</p>

	丁目、彦三町2丁目、日吉町、瓢箪町、広岡1丁目、広岡2丁目、広岡3丁目、広岡町、広坂1丁目、袋町、堀川新町、堀川町、本町1丁目、本町2丁目、本多町3丁目、水溜町、南町、武蔵町及び安江町の各一部
--	--

5 夜間景観形成区域の指定及び夜間景観形成基準に係る区域図

別図（登載省略）のとおり

6 夜間景観形成基準となる事項及びその内容

(1) 夜間景観形成基準となる事項

ア 夜間景観の形成の目標

イ 屋外照明設備共通の事項

- ① 照明方法
- ② 照明器具（光源を含む。）
- ③ 屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠
- ④ その他

ウ 対象施設別の事項

- ① 交通施設照明
- ② 屋外施設照明
- ③ 建造物等の照明
- ④ 広告照明
- ⑤ その他

(2) 夜間景観形成基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

平成22年(2010年)4月1日 印刷  
平成22年(2010年)4月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)